

県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年11月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第93号

県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

県営住宅等条例の一部を改正する条例（平成25年岩手県条例第74号）中県営八木沢第2アパートに係る改正部分の施行期日は、平成27年11月13日とする。